



運転免許取得を考えている方へ

お知らせ

平成27年改正道路交通法により、準中型免許が新設（平成29年3月12日施行）されます。

【主な変更内容】

- 1 平成29年3月12日（法施行日）に、準中型免許が新設されます。
 - 準中型免許は「車両総重量3.5t以上7.5t未満で最大積載量2.0t以上4.5t未満」免許となる。
 - 18歳より受験可能で、運転経験不問。
 - 必要な視力は、片眼0.5 両眼0.8で深視力有り。
 - 当該免許を受けていた期間が通算して1年に達しないものについては、原則、**初心者マークの表示義務の対象**となる。 
- 2 平成29年3月11日（法施行日前日）までに、普通免許（以下「普通免許」という。）を取得した場合。
 - 普通免許は「準中型5t限定（車両総重量5t未満）」免許となる。（既得権）
 - 当該免許を受けていた期間が通算して1年に達しないものについては、原則、**初心者マークの表示義務の対象**となる。 
- 3 平成29年3月12日（法施行日）以降に、普通免許（以下「新普通免許」という。）を取得した場合。
 - 新普通免許は、車両総重量3.5t未満で最大積載量2t未満で、普通免許より小さくなる。（普通免許 車両総重量5t未満で最大積載量3t未満）
 - 当該免許を受けていた期間が通算して1年に達しないものについては、原則、**初心者マークの表示義務の対象**となる。 